

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 5 月 29 日

内閣総理大臣 殿

つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

令和 5 年 10 月 20 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」の実施主体を「つくばスマートシティ協議会」から「一般社団法人つくばスマートシティ協議会」へ変更する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2 - 5 別紙

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日

つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

（国家戦略特別区域法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業）

一般社団法人つくばスマートシティ協議会が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

以下 略

新旧対照表

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業 内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備 （国家戦略特別区域法第2条第2項第3号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業） <u>一般社団法人つくばスマートシティ協議会</u>が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業 内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備 （国家戦略特別区域法第2条第2項第3号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業） <u>つくばスマートシティ協議会</u>が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】 以下 略